

令和2年度公共図書館等職員研修会（埼玉県図書館協会）

「図書館サービスと著作権-図書館の複写サービスはどう変わるのか？」

研修後質問および回答まとめ

* No1～19は事前質問

1 著作権法改正関係（図書館関係の権利制限規定の見直し）

NO	質問	回答
20	著作権関係は日々動いていますが、最新の動向や検討中のことについて情報を集めようとするとなかなか難しいです。おすすめの情報収集の方法はありますかでしょうか。	<p>関係団体等のホームページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化庁 著作権 ・著作権情報センター ・日本図書館協会 著作権委員会 <p>など</p> <p>国立国会図書館 カレントアウェアネス 登録すると更新するタイミングでメール配信されます。</p> <p>Googleアラート</p> <p>など</p> <p>著作権制度，法の解説書など</p>
21	現行では、講座等の開催時の著作権の取扱いが、公民館と図書館で異なる部分があったと思う。今回の見直しにより、このあたりも変わるのか？今後、公民館や美術館等の社会教育施設や学校との共催事業が増加してくると思われるので、このあたりの違いについても簡単にご説明いただけたらと思う。	<p>権利制限が認められる施設ということでは、図書館と公民館では違いがあります。</p> <p>施設の役割，目的から違いがあると考えます。</p> <p>図書館は著作物を収集，保管，整理，提供する施設です。公民館は社会教育の中核施設であり，教育活動に関わる権利制限が認められます。例えば教育目的の複製などです。</p> <p>それぞれに何がしたいか，著作権として何が関わるかを考え，権利制限が認められることかどうかを整理するとよいと思います。</p>
22	4 著作権制度の動き 図書館関係の権利制限規定の見直し 補償金の徴収について気になることがあります。個人が出版した地域資料の補償金の取り扱いはどうなるのでしょうか？図書館が補償金を支払うことに変わりはないと思いますが、個人に支払われるのでしょうか？	<p>今回の補償金制度は，指定管理団体が徴収と分配を行うとされており，ご質問のような著作者への分配については今後検討されることになると思います。</p> <p>例としては授業目的公衆送信の補償金制度が参考になると思います。</p>

NO	質問	回答
23	<p>図書館資料の送信サービスについて、今後決まっていきたいと思います。なるべく図書館側に負担が発生しない具体的な支払の流れなどを作成する予定があるかなど教えて頂ければと思います。</p>	<p>補償金の支払いは図書館の設置者とされており、実際に利用者に負担いただくのか、その方法、料金など権利者、図書館、利用者、第三者的立場の方により構成される協議会が法施行までに検討することとなっています。</p>
24	<p>実務をしていると、FAX送信という方法は、紙に印字して郵送する「郵送複写サービス」とおおむね同じ手段のように感じています。著作権者の権利を守るうえで、やはり何か問題の部分があるのでしょうか。もしご存じのことがありましたら、ご教示いただければ幸いです。</p> <p>メール等と同じくりですと、話題になっていた補償金の管理も行わなければならない、いささか手間だなと感じ思い至った次第です。</p>	<p>ファクシミリで送る場合も、電子メールで送る場合も、公衆送信にあたるため制度としては同様に考えることとなります。</p>
25	<p>現場としては、補償金関連の具体的なことと従来の複写サービスとは異なる使われ方(複数回に分けて、最終的に1冊分の複写を手に入れる行為等)へ国の考え方に関心があり受講しました。今回伺った範囲では、この点に関してはあまり具体的な事例まで想定されていないのかと推察しました。また動きがありましたら、ご教示いただけるとありがたいです。よろしく願いいたします</p>	<p>申請のタイミングを調整し、結果として全部複製を入手する行為をいかに防ぐかなどは、検討の外にしたいと思います。</p> <p>今後、具体的な仕組みを検討するなかで扱われる事項と思います。</p> <p>権利者が一番気にされる部分です。</p>
26	<p>送信サービス（公衆送信）に関する法整備について、知らなかったので勉強になりました。ありがとうございました。補償金についての話はありましたが、人的・物的体制を整備する上での人件費や設備投資に関する話は出ていないのかな、というところが少し気になりました。</p>	<p>補償金を導入することを中心に検討がされたと思います。</p> <p>システム構築や運用に係る経費は手数料として利用者から徴収することは可能と思いますが、補償金とは別に制度となります。</p>
27	<p>著作権の基本的なところから、ていねいに講義をしていただきありがとうございました。</p> <p>最後の、複製をダウンロードするときに補償金を払うことになる制度について。</p> <p>指定管理でダウンロード数をはかる、とありましたが、この「指定管理」とは例えば図書館業務を請け負っているTRCのような業者が行うというものでしょうか。公共図書館で、自治体が指定管理をしていない場合はどのようなケースが想定されますか。</p>	<p>指定管理団体は著作権法に規定されている制度です。</p> <p>教育目的の公衆送信の補償金を取り扱う団体として「授業目的公衆送信補償金等管理協会」がありますが、今回の補償金についても同様の仕組みが考えられています。</p> <p>地方自治法の指定管理者制度とは違うものです。</p>

	質問	回答
28	<p>参考となる講座をありがとうございました。</p> <p>1点質問がございます。図書館では「著作物の一部分」として、一般的に著作物の半分までの複写を許可しています。しかし、同利用者が日付をまたいで著作物を複写しようとした場合、確かめる方法がありません。こういう事例に対して、具体的な対処方法は検討されているのか、されている場合どのようにしているのかお伺いしたいです。</p>	<p>今回の制度検討では特に検討されてはいません。</p> <p>例えば、申請者名を含んだ申請書を一定期間保管し、同一人物からの申請があった時に確認し、断るなどの対応が考えられます。</p> <p>権利者が一番気にされる部分です。</p>

2 QRコード(ダウンロード) 関係 (事前質問No19関連)

	質問	回答
29	<p>①雑誌内にあるQRコードの扱い(例)編み物動画、エクササイズ動画など⇒利用者がどのレベルまでQRコードを読み取って良いのか判断が難しい。雑誌によってはかなりのQRコードがあり、チェックに時間がかかる。</p> <p>②音声ダウンロードの扱い(例)外国語の発音など⇒TRCの全点案内に掲載されているが、これらを購入して利用者が全て使用できるかわからない。</p>	<p>①登録を一回すると登録した人しか使えないようなものであれば、アクセスしないよう注意書きなどが必要でしょう。実際には管理しきれないのであれば、表紙など目立つところに注意書きをすることで抑止することになるかと思えます。著作権との関わりより資料の取扱いの視点で考えることになるかと思えます。</p> <p>②利用者の責任において利用することになるかと思えます。例えば図書館から借用した資料からアクセスすることが明示的に禁止されているようであれば、注意書きで抑止することになるかと思えます。</p>
30	<p>QRコード付きの資料についての質問への見解として、利用上の考え方として判断すべきものというお話があったが、当館では著作権法上の問題と捉え出版社にQRコード利用の可否等問合せを行っており、もう少し詳しい説明が伺いたかった。</p>	<p>映画の著作物にアクセスするのであれば、貸与権を持つ権利者に確認する必要があるかと思えます。</p> <p>出版社に貸与権があるかどうかは著作物によるため権限の所在を最初に確認することができる相手として出版社に問合せるのが早いと思われそうですが、出版社に権限があるかはよく確認すべきことと思えます。</p> <p>図書館が著作物を利用するうえで権利制限が認められている場合は、資料を管理し、公平、公正に利用されるかどうかという視点で考えることになるかと思えます。</p>

NO	質問	回答
31	動画をダウンロードできる購入者特典のQRコードについて図書館資料なのかどうか疑問視されているように受け取りましたが、このあたりは著作権法では判断できないということでしょうか？ もし、著作権法では判断できない場合、どのように判断することが適切と思われるのでしょうか？	当該動画が映画の著作物であるとすれば、貸与権を持つ権利者の許諾が必要になります（補償金なども必要になる可能性はあります）。 一方、最初の登録者だけが利用できるサービスであれば、図書館資料からアクセスすることは適当ではないと考えます。 以上のことから資料管理の視点で検討される必要があると思います。
32	旅行のガイドブックに付いているQRコードについて、図書館で貸し出す際の取り扱いは？	最初の登録者だけが利用できるサービスであれば、アクセスしないよう注意書きなどが必要と考えます。 誰でも利用できるのであれば、アクセスする人が個人情報の取扱いに注意を払うことで利用していただいてもよいかと思います。
33	質問の項目であったQRコードの件ですが、書籍や雑誌の紙面に掲載されている、クーポンが貰えるものやインタビュー記事の続きが見られるものなどはそのままにして良いのかいつも迷います。図書館独自の判断で決めてよいものなのでしょうか。	最初の登録者だけが利用できるサービスであれば、アクセスしないよう注意書きなどが必要と考えます。 誰でも利用できるのであれば、アクセスする人が個人情報の取扱いに注意を払うことで利用していただいてもよいかと思います。

3 その他の質問

	質問	回答
34	著作者人格権の公表権について。作者の死後、未発表の作品が出版されることがあります。それは、遺族に権利が譲渡されて遺族が出版を許可したから出版されたのであり問題ない、という理解でよろしいでしょうか？	著作者人格権は一身専属とされ、相続することはできません。 遺族などが出版するとすれば、故人の遺志をなんらか確認できていることが前提になります。
35	本などの出版物は、版が異なる場合はそれぞれ別の著作物になるのでしょうか。	改版という意味での「版」であれば違うものとなります。

	質問	回答
36	<p>キャラクター折り紙について「アニメとなりのトトロ」のトトロのように誰が見てもトトロに見えるようなものを折り紙で折って図書館内に飾っても良いのでしょうか？（折り方はネットを参考にしたオリジナル）</p> <p>また、図書館利用者から折り方を教えてほしいと要望があった場合、折り方を書いたものをコピーして渡しても良いのでしょうか？「月刊おりがみ No.284(1999年4月号)」掲載のトトロとは違う折り方です。</p>	<p>折り方をインターネットで公開していることは、複製を暗黙に許諾しているにとらえることはできずと思います。</p>
37	<p>住宅地図の複写について、利用者の方に、住宅地図は、著作の関係で半分しかコピーできないとお話すると、全面欲しいのでしょうか。「明日、今日取れなかった半分のコピーするなら良いのか？」と直接聞いてこられることがありました。</p> <p>こんな時、何とお答えしたらよいのでしょうか。</p> <p>又、二人で来て、一人が半分複写し、もう一人がもう半分の複写する。と言うのは、別な人になるので大丈夫でしょうか？</p>	<p>【埼玉県立図書館では】</p> <p>お断りしています。一人の人が全面入手することになり、著作権者の権利を侵害することになります。二人で来館した場合も結果的に全面を入手するのが明らかであれば、著作権法上図書館での複製が許されている範囲を説明し、お断りします。どうしても必要と言われた場合は、コンビニのゼンリン住宅地図プリントサービス（1枚400円）では全面コピー可能と御案内しています。</p>
38	<p>著作権法に関わりのある当館での事例について、1点質問させていただきます。コピーのミスで、複写1か所について2枚のコピーが発生した場合の対応について、「複写物は1人1部のみ」の著作権法に則って対応しておりますが、「コピーをミスした分もお金を払っているのに、持ち帰ることが出来ないのはおかしい」と利用者より苦情を言われます。図書館での複写は著作権法に則って行うのが大前提であることは説明していますが、実際に金銭授受をしている以上、「代金を支払ったものを、支払った側が受け取れない」ということ自体が商取引法に反している、という見解です。</p> <p>各々の法律自体の見解には違いはありますが、密接に関わっているため、適切な対応の仕方をご教示頂きたく、何卒よろしくお願い致します。</p>	<p>【埼玉県立図書館では】</p> <p>ミスコピーした紙面の中央に「ミスコピー」の判を押して、利用者にお渡しし、利用者側で不要な場合は図書館で回収しています。</p> <p>(講師コメント) ↑このような取扱いが適当と思います。</p>

	質問	回答
39	<p>代金受領はコインベンダー、コピー機操作は利用者自身が行うセルフ式の図書館における複写についてお考えをお伺いしたく存じます。</p> <p>●図書館での複写は1人1部までと定められていますが、利用者自身がコピー機を操作し、意図のないミスで同じ箇所を2部以上複写してしまった場合、その複写物は1部をのぞき図書館側が回収すべきでしょうか。</p> <p>●回収するとした場合、その分の料金はお返すすべきでしょうか。</p> <p>●回収しない場合、その複数の同一複写物はそのままお渡ししてもよいでしょうか。</p> <p>地域により複写は完全にセルフ式となっており、利用者が同箇所を2部以上複写していても把握しきれていない図書館もあると聞きます。図書館の状況により、対応が異なる部分かと思いますが代金が発生している分利用者トラブルにつながりやすい点と思っております。</p> <p>著作権自体からは逸脱する部分かと思いますが、もし可能でしたらお考えやよい対応法をお聞かせいただけますと幸いです。</p>	<p>【埼玉県立図書館では】</p> <p>ミスコピーした紙面の中央に「ミスコピー」の判を押し、利用者にお渡しし、利用者側で不要な場合は図書館で回収しています。</p> <p>(講師コメント) ↑このような取扱いが適当と思います。</p>
40	<p>図書館内で、資料の内容の写真撮影について</p>	<p>【埼玉県立図書館では】</p> <p>持ち込み機器による複写は私的複写(法30条)にあたる考えられますが、法31条に基づく図書館資料の複製との整合性の観点から、また閲覧室内での撮影は他の利用への迷惑となるため、原則として認めていません。ただし、図書館備付コピー機では資料破損の恐れがある場合、例外的にカメラ・携帯電話等での撮影を許可することがあります。著作権法ではなく、埼玉県立図書館の運用になります。</p> <p>(講師コメント) ↑運用としては適当と思います。</p> <p>31条による複製は図書館が複製主体であり、複製機器を図書館が所有、管理している必要はないと考えます。</p> <p>30条複製が図書館内で行われることは、権利制限規定が置かれている主旨を考えた場合、適当ではないと考えます。</p> <p>利用者が持参するカメラ、スマホなどで複製することは、図書館の管理下(職員などが立ち会っているなど)となっているのであれば可能と考えます。</p>

	質問	回答
41	<p>本館のOPACで本を検索した時に本の紹介として数文の説明文があるが、それを自分で作成する資料に利用したいと思った時には、著作権について考慮する必要はあるのか。許可等が必要になるのか。</p>	<p>マークデータ利用の契約で取扱いが規定されていれば、それに従うことになります。</p>
42	<p>コロナ禍で例えば、どのようなサービスが提供できるかなどを法を元に例をあげて頂けるとより参考になったと思います。</p> <p>児童担当として、親子で楽しめるサービスを提供できないか悩んでいるので、何か良い例があればご教授いただけますと幸いです。</p>	<p>著作権を意識するとアイデアも出しにくいと思います。まずは、やってみたいことを考え、著作権を意識したチェックしながら、権利制限や簡便な許諾を得る方策を考えるとよいと思います。</p> <p>しおりや塗り絵などをダウンロードで提供したり、投稿していただいた親子の読み聞かせなどの様子をギャラリーとして紹介したりなどはいかがでしょうか。</p> <p>調布では、「おうちで冒険！ブックエストオンライン」 https://www.lib.city.chofu.tokyo.jp/infoevent?6&pid=7788 をある分館で実施しました。</p> <p>特にシステムをつくることはなく、ホームページからダウンロードして自宅で楽しめる企画でした。</p> <p>各地の図書館の取組みを県立図書館に集約してはどうでしょうか。</p>